

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第122号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第174号）

犀川転倒堰の長寿命化計画策定について、漏水調査を行わないで長寿命化計画の業務委託報告書の納品を受けた理由及び根拠について

2 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

3 異議申立て等の経緯

ア H23. 9. 1 公開請求	エ H24. 1.19 諮問
イ H23. 9.12 不存在決定	オ H25. 2.20 答申
ウ H23.11. 4 異議申立て	

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、犀川転倒堰の堰下部等からの漏水の可能性を指摘したが、長寿命化計画策定に関する業務委託報告書に浸透水（漏水）調査の記載がないので、浸透水（漏水）調査を実施しないで長寿命化計画を策定した理由及び根拠を記載した文書の公開請求をしたと述べている。一方、実施機関は、長寿命化計画策定の際に使用する技術基準には、堰下部の浸透水（漏水）調査の実施までは規定されておらず、また、堰直下流で堰下部の浸透水に起因するボイリング現象等が確認できなかったことなどから、浸透水（漏水）調査は必要ないと判断したと述べている。</p> <p>犀川転倒堰の長寿命化計画は、「二級河川犀川特定構造物改築工事（設計）業務委託（長寿命化計画策定）報告書」として策定されており、その「業務目的」には、『特定構造物改築事業実施要綱の運用について』に基づいた検討を進める」と記載されている。</p> <p>当審査会において、「特定構造物改築事業の実施要綱の運用について」（平成21年4月1日付け国土交通省河川局河川環境課長通知）の提示を求め確認したところ、「計画の策定にあたっては、『河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（平成20年3月国土交通省総合政策局施工企画課、河川局治水課発）』（以下「マニュアル（案）」という。）に基づき、…検討を行う」とされているが、マニュアル（案）においては、堰下部コンクリートと地山との間の浸透水（漏水）調査を必須とする規定は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、犀川転倒堰の長寿命化計画の策定にあたって漏水調査は行っておらず、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第122号

答 申 書

平成25年2月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年9月1日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川転倒堰について、漏水調査をしていない二級河川犀川特定構造物改築工事（設計）業務委託（長寿命化計画策定）報告書の納品を受けた理由及び根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年9月12日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

請求のあった漏水調査は、犀川転倒堰下部の浸透水についてであり、長寿命化計画の策定において実施する調査・点検に使用する技術基準では、堰下部の浸透水（漏水）調査まで求めていないため、当該調査は実施しておらず、請求に係る公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年11月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年1月19日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求の趣旨に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立人は、平成22年7月に実施機関が行った犀川転倒堰上流の用水路擁壁から

の漏水調査の際、転倒堰起伏時に越流がないにもかかわらず、下流の大豆田大橋付近までかなりの量の河川水が流れ続けていたので、実施機関に対して、堰下部コンクリートと地山との境界部分からの漏水の可能性を指摘した。

また、同時に、左岸側コンクリート擁壁に変状があり、背面が沈下していることを指摘して、転倒堰袖部から漏水している可能性もあると話した。

- (2)実施機関職員は、用水路擁壁からの漏水調査とは別の業務の中で対応すると答えたが、犀川転倒堰の長寿命化計画に係る業務委託報告書の平成22年8月11日の打合せ簿には、「犀川転倒堰の前回定期点検時において、左岸より漏水の可能性があるとの指摘を受けたため、調査・点検時において留意するとともに、既存施設図面より浸透路長の確認を行うこと。なお、追加調査が必要と判断された場合には変更契約の対象とする」と記載されていた。

この前回定期点検時における指摘とは、前述のように異議申立人が漏水の可能性を指摘したことを指すものである。

- (3)このようなことから、長寿命化計画策定に係る調査・点検時には、漏水量に留意して行うことになっているのであるから、その後に漏水調査方法について検討され、変更業務委託計画書として提出されているはずであるが、業務委託報告書に記載されていないので、漏水調査を行わなかった理由及び根拠を記載した文書の公開請求したものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 長寿命化計画の策定にあたっては、技術基準として「特定構造物改築事業の実施要綱の運用について」（平成21年国土交通省河川局河川環境課長発）による「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」（平成20年3月国土交通省総合政策局施工企画課、河川局治水課発）、並びに「ゲート点検・整備要領（案）」（平成19年3月ダム・堰施設技術協会）、「2007年制定コンクリート標準示方書[維持管理編]」（平成20年3月土木学会）、「建築物の調査・診断指針（案）・同解説」（平成20年3月日本建築学会）及び「コンクリート診断技術08」（平成20年3月日本コンクリート工学協会）を使用することとされている。

この技術基準では、長寿命化計画の策定において、堰下部の浸透水（漏水）調査までは求めている。

- 2 転倒堰起伏時にその下流においてかなりの量の流水がみられたが、堰直下流で堰下部の浸透水に起因するボイリング現象等が確認できず、また、地下水が湧出した可能性があることが考えられるので、明らかな堰下部からの水の浸透とは認識できない。
- 3 左岸側コンクリート擁壁の変状については、長寿命化計画策定に係る調査において確認されているが、左岸側からの漏水の可能性や堰の転倒操作に支障を及ぼすとの指摘はなかった。

以上のことから、本件公開請求に係る浸透水（漏水）調査までは必要ないと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川転倒堰の改築工事に係る長寿命化計画策定にあたって、浸透水（漏水）調査を実施していない内容の業務委託報告書の納品を受けた理由及び根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、犀川転倒堰の堰下部等からの漏水の可能性を指摘したが、長寿命化計画策定に関する業務委託報告書に浸透水（漏水）調査の記載がないので、浸透水（漏水）調査を実施しないで長寿命化計画を策定した理由及び根拠を記載した文書の公開請求をしたと述べている。一方、実施機関は、長寿命化計画策定の際に使用する技術基準には、堰下部の浸透水（漏水）調査の実施までは規定されておらず、また、堰直下において明らかな漏水を示すようなボイリング現象が確認できなかったことなどから、浸透水（漏水）調査は必要ないと判断したと述べている。

犀川転倒堰の長寿命化計画は、「二級河川犀川特定構造物改築工事（設計）業務委託（長寿命化計画策定）報告書」として策定されており、その「業務目的」には、『特定構造物改築事業実施要綱の運用について』に基づいた検討を進める」と記載されている。

当審査会において、「特定構造物改築事業の実施要綱の運用について」（平成21年4月1日付け国土交通省河川局河川環境課長通知）の提示を求め確認したところ、「計画の策定にあたっては、『河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（平成20年3月国土交通省総合政策局施工企画課、河川局治水課発）』（以下「マニュアル（案）」という。）に基づき、…検討を行う」とされていた。

マニュアル（案）の第3章「点検」の3.1「点検の基本」における管理運転点検の留意事項として水密部の漏水があり、3.2「点検の実施方針」に「管理運転点検項目における留意事項・特記事項（例）」として扉体の水密ゴムに係る漏水が挙げられ、点検項目表に水密部の点検内容が記載されている。また、第4章「整備・更新の評価」の4.3「健全度の評価」の「ローラゲート扉体の維持管理内容の整理」に水密部の項目があげられている。しかしながら、堰下部コンクリートと地山との間の浸透水（漏水）調査を必須とする規定は確認できなかった。

以上のことから、犀川転倒堰の長寿命化計画の策定にあたって漏水調査は行っておらず、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

また、異議申立人の主張は、事業の具体的な実施方法の妥当性について言及するもので

あるが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 19 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 4 号)
平成 24 年 2 月 27 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 8 月 6 日 (第 228 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 9 月 25 日 (第 230 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 8 日 (第 232 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 29 日 (第 233 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 12 月 25 日 (第 234 回審査会)	○事案の審議を行った。